

## 平成31年度「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく道の調達方針

### 第1 目的

障がいのある方が就労によって 地域において経済的に自立し、安定した生活を送るためには、障がい者雇用を推進するための仕組みを整えるとともに、障がいのある方が就労する施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）に対する需要の増進を図り、当該施設等の仕事の受注確保が重要である。

このため、道においては、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）」（以下「法」という。）に基づき、障がいのある方が就労する施設等からの物品等の調達の一層の推進を図ることを目的として、本方針を定める。

### 第2 この方針の適用範囲

この方針の適用範囲は、本庁の各部（局）、各総合振興局、各振興局、各種委員会事務局、議会議務局、企業局、道立病院局、教育庁、警察本部及びこれらの出先機関とする（以下「各部局等」という。）

### 第3 調達方針

#### 1 対象となる施設等

本方針の対象となる施設等は、その所在地又は住所地が北海道内にある、法第2条第4項で規定する(1)から(3)に掲げる施設等（以下「障害者就労施設等」という。）とする。

##### (1) 障害者就労施設

ア 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）第5条第11項に規定する施設）

イ 地域活動支援センター（障害者総合支援法第5条第27項に規定する施設）

ウ 障害福祉サービス事業を行う施設（障害者総合支援法第5条第1項に規定する施設。同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。就労継続支援を行う事業所には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）第203条に規定する基準該当就労継続支援B型事業所及び第94条に規定する基準該当生活介護事業所を含む。）

エ 小規模作業所（障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設

オ 特例子会社（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）（以下「障害者雇用促進法」という。）第44条第1項の認定に係る同項に規定する子会社の事業所）

カ 重度障害者多数雇用事業所（法施行令第1条第2号に定める事業所）

##### (2) 在宅就業障害者（障害者雇用促進法第74条の2第3項第1号に規定する者）

(3) 在宅就業支援団体（障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する団体）

## 2 調達を推進する物品等

各部局等は、障害者就労施設等へ調達実績のある庁用品、記念品、印刷、クリーニング、清掃、会議の議事録作成、雑草刈り取り等について引き続き積極的な調達を行うとともに、障害者就労施設等からの調達実績のない物品等の調達も検討するなどして、できる限り幅広い分野から調達するよう努める。

## 3 物品等の調達目標

道は、道全体での障害者就労施設等からの物品等の調達実績額又は調達実績件数が前年度の実績を上回ることを目標とする。

なお、目標達成の指標として用いる実績額には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けた調達の実績額を含めないものとする。

## 4 物品等の調達推進のための具体的方策

前項の目標の達成に向け、保健福祉部（障がい者保健福祉課）及び各部局等は次のことに取り組む。さらに、道は、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（平成21年3月31日 北海道条例第50号）」（以下「北海道障がい者条例」という。）第31条の規定に基づき就労支援の取組を行う法人として指定した北海道障がい者就労支援センター（社会福祉法人北海道社会福祉協議会）による次の取組を進める。

### (1) 保健福祉部（障がい者保健福祉課）が取り組むこと

#### ア 庁内の制度周知

事務局として、庁内の関係部局を対象とする制度説明会等を随時開催し、障害者就労施設等からの調達を推進するための制度周知等を行う。

#### イ 特例子会社等についての情報の収集・更新

特例子会社、重度障害者多数雇用事業所、在宅就業障害者、在宅就業支援団体について、名称、所在地、提供可能な物品や役務等の情報を収集・更新するとともに、リスト化して道の各部局等へ配布する。

### (2) 各部局等が取り組むこと

#### ア 随意契約制度の活用

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号乃至第3号に基づく随意契約制度を積極的に活用し、障害者就労施設等からの調達を推進する。特に「2 調達を推進する物品等」に例示された物品等については、必要に応じ、(3)の北海道障がい者就労支援センターによる取組も利用し、障害者就労施設等からの調達を積極的に検討する。

また、調達の検討に際しては、各部局等が調達の一連の事務を自ら行う場合の手順等を記載した「障害者就労施設等からの調達事務マニュアル」（平成26年2月保健福祉部作成）

を参考とするものとする。

イ 特定随意契約による契約の発注見通しの公表

契約の発注見通しは、障害者就労施設等にとって受注機会を得るための重要な情報であることから、特定随意契約を行う場合は、北海道財務規則（昭和45年4月1日北海道規則第30号）及び通達（「特定随意契約に係る事務取扱要領の制定について」（平成17年4月1日局総第2855号）に基づき、契約の発注見通しの公表を適切に行う。

ウ 調達に際しての配慮等

障害者就労施設等からの調達が可能になるように、納期、発注量を考慮するとともに、障害者就労施設等に対して性能、規格等必要な事項について、懇切丁寧に説明する。

(3) 北海道障がい者就労支援センターが取り組むこと

北海道障がい者就労支援センターは、障害者就労施設等について、次のことに取り組む。

ア 障害者就労施設に係る情報の収集・充実と提供

各施設等が製作可能な物品や提供できる役務、作業体制、提供可能な数量、納期、保有設備などの情報を収集し、調達先を選定する際の参考となるチラシ、パンフレット、メールマガジン等を作成し、各部局等に提供する。

イ 各部局等への助言

各部局等が物品等の調達を検討する際の相談窓口となり、当該調達に対応可能な施設等について比較検討できる情報を提供するなどして、適切な調達先を選定等に係る助言を行う。

ウ マッチング支援

物品等の調達に際して、納期、数量・仕様等について、各部局等と各施設等との間に立ち、調整を行う。

エ 特定随意契約の名簿登録の推進

特定随意契約の対象となる施設等へ呼びかけ、道の特定随意契約登録名簿への登録を推進する。

オ 物品等の改良等に向けた支援

物品等の品質や生産能力等の向上、品目の拡大等に向け、製品の改良、作業工程の見直し、商品開発等について研修会の開催や専門家の派遣等により支援する。

5 障害者就労施設等からの調達推進に当たっての配慮

各部局等は、前項の方策の推進に当たり、次の点について配慮する。

- (1) 物品等の調達に際しては、透明性、公平性の一層の確保に努める。
- (2) 国及び道の調達に関する他の施策との調和を図る。

6 障害者就労施設等からの調達の全道的な推進

道は、道や他自治体等の取組事例など調達の推進に結びつく情報や、財務制度等の運用に関する情報等の提供を、必要に応じて道内市町村へ行うとともに、4(3)アで北海道障がい者就労支援センターがまとめた障害者就労施設の情報を地方独立行政法人、国の出先機関等へ提供するなどして、障害者就労施設等からの調達が全道的に推進されるよう図るものとする。

## 7 調達実績の公表

道は、年度終了後、物品等の調達の実績を取りまとめ、その概要を公表する。

公表内容には、各部局等ごとの物品・役務それぞれの調達の概要を含むものとする。

## 8 庁舎内のスペースの活用

道は、所有する施設のスペースを活用した障害者就労施設等の物品販売や就労の場の拡充について積極的に検討する。

## 9 道が行う契約における障害者の就業を促進するための措置等

道は、「北海道障がい者条例」に基づき障がい者の就労支援を行う事業者として認証した企業等への入札上の優遇や随意契約における契約の相手方選定の際の配慮などにより、障がい者の就業を促進するための措置を講ずるよう努める。